



# 証明書のコンビニ交付が始まります

3月25日から、全国のコンビニエンスストアなどでマイナンバーカードを利用して長島町内に住所があるかたの住民票や印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービスを開始します。

## ○利用に必要なもの

- ・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を搭載したもの）
- ・利用者証明用電子証明書の数字4桁（カード交付時に設定したもの）

- 注意事項**
- ・長島町内に住所があるかたのみ対象です。
  - ・所得課税証明書と所得証明書は、基準日が設けられているため、交付できない場合があります。
  - ・住所の異動を行った場合、内容が反映されるまで数日かかります。
  - ・4桁の暗証番号を連続で3回間違えると利用できません。その場合、役場で暗証番号の初期化、再設定の手続きが必要です。
  - ・手数料が免除される場合でも、コンビニ交付では料金が発生します。後から返金はできません。

## ○いつどこで取得できるか

利用時間	利用できる店舗
毎日6:30～23:00 (12月29日から1月3日およびメンテナンス日を除く)	ファミリーマート、セブン・イレブン、ローソンなど

## コンビニの取得方法

- ①マルチコピー機で「行政サービス」を選択し、マイナンバーカードをセット
- ②マルチコピー機に利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力
- ③画面を操作して、必要な証明書と部数を選ぶ
- ④証明書と領収書を受け取る

## 問い合わせ先

役場町民保健課戸籍住民係  
☎(86)1157「直通」

## ○取得できる証明書

証明書の種類	手数料
住民票の写し	各 200 円
印鑑登録証明書	
所得課税証明書	
所得証明書	
記載事項証明書	

車両の種類	手続きの場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車（125cc以下のものおよびミニカー）</li> <li>・小型特殊自動車</li> <li>・特定小型原動機付自転車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場税務課</li> <li>・指江支所総合管理課</li> </ul> <p>※譲渡による名義変更の場合は、譲渡証明書が必要です。</p> <p>※同一世帯外のかたによる代理申告の場合は、委任状が必要です。</p>
軽自動車	一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所 ☎099(286)4011
排気量125ccを超える二輪車	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 ☎050(5540)2089

# 軽自動車の各種手続きはお早めに

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日時点で登録されている軽自動車などに課税されます。名義変更や廃車などの各種手続きは早めにお願います。

※原動機付自転車および小型特殊自動車については、所有していることにより、ナンバープレート（ナンバー）の取り付けが法令上、義務付けられています。



問い合わせ先  
役場税務課軽自動車税係  
☎(86)1172(直通)